

○貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（平成 15 年 3 月 10 日付け国自総第 510 号、国自貨第 118 号、国自整第 211 号）
※本文のみ

改 正	現 行
制 定 平成 15 年 3 月 10 日 国自総第 510 号 国自貨第 118 号 国自整第 211 号 最終改正 <u>令和 6 年 10 月 1 日</u> <u>国自貨第 363 号</u> <u>国自安第 78 号</u> <u>国自整第 147 号</u>	制 定 平成 15 年 3 月 10 日 国自総第 510 号 国自貨第 118 号 国自整第 211 号 最終改正 令和 6 年 3 月 29 日 国自貨第 278 号 国自安第 180 号 国自整第 281 号
<u>第 54 条 講習事務規程の記載事項</u> <u>貨物軽自動車安全管理者講習修了証明書に記載される「修了番号」は、登録貨物軽自動車安全管理者講習機関を示す符号及び交付番号の順に配列する。</u> <u>(1) 登録貨物軽自動車講習機関を示す番号は登録の届出を受理した際の受理番号とする。</u> <u>(2) 貨物軽自動車安全管理者講習修了証明書における「講習修了番号」の例</u> <u>(例) 1-00001</u> <u>・波線部は、国土交通省物流・自動車局安全政策課において、登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録をした際に、当該講習機関を識別するために付す符号を示す。</u> <u>・二重線部は、各登録貨物軽自動車安全管理者講習機関において、貨物軽自動車安全管理者講習の修了者に対して付す修了番号を示す。</u>	<u>(新設)</u>
<u>第 57 条の 2 電磁的記録に記録された事項を提供するための方法</u> <u>第 1 項第 1 号は、例えば、電子メールによる方法があげられる。</u>	<u>(新設)</u>
<u>附 則（令和 6 年 10 月 1 日付け国自貨第 363 号、国自安第 78 号、国自整第 147 号）</u> <u>改正後の通達は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 23 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（令和 6 年 11 月 1 日）から施行する。</u>	<u>(新設)</u>